

法務アップデート

KPMGニューズレター

2020年3月

ベトナムでの外国人の入国管理と居住に関する改正法

ベトナム国会は、2020年7月1日から有効となるベトナムでの外国人の入国管理と居住に関する改正法 1/2019 /QH14号（「改正入国管理法」）を、2019年11月25日付けで公布しました。当該改正法の重要な変更点は以下のとおりです。

1. 入国目的の変更

現行の入国管理法では、付与されたビザに記載されている入国の目的を変更することはできません。これは、外国人、特にベトナムで投資・営業活動をしている（またはそのような活動をするために来た）外国人にとって実務上の弊害となっています。ビジネス目的でベトナムに来る（またはベトナム滞在中に投資・営業の機会を得る）外国人に対応するより効率的な入国手続を提供するために、改正入国管理法は、下記の4つの場合に、既存のビザ所有者が入国目的を変更することを認めています：

- ベトナムに投資している出資者、またはベトナムに投資している外国企業の代表者；
- 身元保証を行う個人の親、配偶者、または子；
- 就労のためにベトナムに入国するよう招聘または身元保証され、かつ労働許可書を有する人または労働許可書の免除を受けた人；
- 電子ビザでベトナムに入国し、その後労働許可書または労働許可書の免除を受けた人

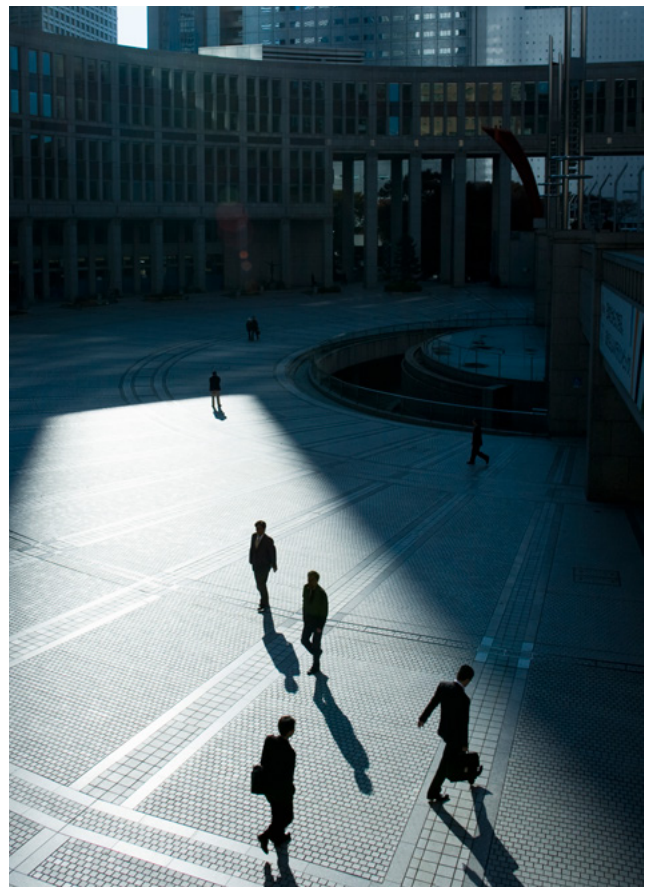
入国目的の変更手続は、新しいビザの発行に関する既存の手続に従いますが、申請する外国人は現行のように一度出国してビザを再取得する必要はありません。

2. 外国人観光客管理の厳格化

法律により、観光ビザ（DLビザ）でベトナムに入国する外国人観光客は、仕事やその他のビジネス活動はできません。しかし、実際には、DLビザでベトナムに入国する多くの外国人が、入国管理および雇用に関する規制に違反して仕事やその他のビジネス活動を実施している状況と考えられています。ベトナムでの外国人観光客をより厳密に管理するため、改正入国管理法は、DLビザ

の期間に関係なく、外国人観光客の最大滞在期間を30日間に定めています。

ただし、必要に応じて、外国人観光客は滞在期間の延長を申請できます。滞在期間の延長手続は、法律で定められている通常の手続に従いますが、関連する入国管理局は、観光客の入国目的を改めて確認することになります。



3. 就労ビザの明確化 (DNビザとLDビザ)

入国管理に関する現在の規制によれば、企業を訪問するためにベトナムに入国する外国人にはDNビザ、企業で就労するためにベトナムに入国する外国人にはLDビザが付与されます。このようなDNビザとLDビザの定義は非常にわかりにくく、結果として誤解を引き起こしやすいものとなっています。

雇用・就労のためにベトナムに入国する外国人の条件に関する規制と整合させるために、改正入国管理法は以下のようにDNビザとLDビザの定義をより明確にしています：

– DN1ビザは、法人格を有する企業やその他の組織で

就労するためにベトナムに入国する外国人に発給されます；

– DN2ビザは、ベトナムが加盟している国際条約に従ってサービスを提供、商業拠点を設立またはその他の活動を行うためにベトナムに入国する外国人に発給されます；

– LD1ビザは、就労のためにベトナムに入国し、労働許可書の免除対象である外国人に発給されます；

– LD2ビザは、就労のためにベトナムに入国し、労働許可書を有する外国人に発給されます。

DN1ビザとDN2ビザの最大期間は12カ月で、LD1ビザとLD2ビザの最大期間は2年とされています。

Follow us on:   

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act upon such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2020 KPMG Limited, KPMG Legal Limited, KPMG Tax and Advisory Limited, all Vietnamese one member limited liability companies and member firms of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.